

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N524**  
2014・10・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

地方議会での憲法改正促進意見書採択を阻止するために…………… 金原徹雄  
福島原発避難者自死事件勝訴判決の報告…………… 深井剛志  
大崎事件～第二次再審請求の攻防～…………… 嶋志田祐美  
安倍政権の労働法制改悪問題について…………… 竹村和也  
法曹養成問題の新局面③ 法曹養成の危機…………… 武本夕香子

## ロースクールの実情と法曹養成

誰のための法曹養成か～当事者の意見は無視されて～…………… 湯山花苗  
「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の問題点…………… 浦崎寛泰  
□68期向け4団体合同事務所説明会へご参加を…………… 今泉義竜  
追悼碑問題が問いかけるもの…………… 角田義一  
「表現が規制されることの本当の意味」を訴える…………… 早田由布子  
検証：「新時代の刑事司法」の背景と実像（第3回）

取調及び供述への「依存」を温存する「司法取引」…………… 阿部 潔  
法制審議会当日の共同要請活動…………… 立松 彰  
□辺野古新基地建設への着手に強く抗議し、普天間基地の無条件返還を求める声明



子どもの秋祭り

# 地方議会での憲法改正促進意見書採択を阻止するために

## ―青法協和歌山支部など四団体が和歌山県議会議長・各会派に共同申入れ―

和歌山 金原 徹雄

### 九

九月九日に開会した和歌山県議会定例会に、日本会議和歌山が提出した「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書」を提出するように求める請願が係属し、間もなく総務委員会で審議されるといふ情報が伝わってきたのが九月一八日のことであり、その後、九月二六日の会期末（意見書は会期最終日に採決されるのが慣例）までの顛末のあらましをご報告し、まだ同様の意見書が決議されていない都道府県議会を抱える支部が、今後の対応を検討される際の一助にでもなればと思ひ、ある意味「敗北の記録」であるこのレポートをお送りすることにした。

★ ★ ★ ★

### 二

〇二三年二月に開催された「憲法改正実現へ！日本会議全国代表大会」において採択された運動方針に基づく日本会議の提唱に呼

応し、二〇一四年二月、全国の先陣を切って石川県議会が「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書」を決議し、翌三月には、自民党本部が、石川県議会の意見書を参考添付した上で、「『大規模な国民運動が不可欠』として、都道府県連に意見書の可決を促す文書を配布」した（朝日新聞）。八月一日付の朝日新聞が伝えるところでは、七月末までに全国一八の県議会が意見書を採択しており（他に兵庫県議会が意見書は見送ったものの請願は採択）、九月議会を終えた段階では、おそらく過半数の県議会が同様の意見書を採択している可能性があり、さらに、この動きは市町村議会にも波及しつつある。

### 意

見書の内容は、基本的にどれも同じようなもので、日本国憲法が施行以来一度の改正も行われておらず、他方、わが国を取り巻く東ア

ジア情勢は一刻の猶予も許されない事態に直面しており、さらに、家族、環境、大規模災害等への対応が求められているので、「新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、国会は憲法審査会において憲法改正案を早期に作成し、国民が自ら判断する国民投票を実現することを求める。」（和歌山県議会意見書）というものである。

確たる根拠もない一方的な決めつけに基づき、具体的にどう「改正」すべきかも示さず、とにかく早期に「国民投票を実現することを求める」という無茶苦茶な内容と言わざるを得ない。

### 和

歌山県議会の場合、現員四〇人中、自民党県議団が二八人という圧倒的勢力を有しており、採決に至れば意見書が決議されることは確実であるため、至急反対世論を議会に集中させ、継続審査に持ち込むという戦略しかとりえず、そ

の一環として、青法協和歌山支部が中心となって（というのは定例会での機関決定が最も早かったから）、これに憲法9条を守る和歌山弁護士会の自由法曹団和歌山支部の法律家団体、さらに9条ネットわかやまが相乗りした共同申入書を作成して議長及び各会派に送付したのが、翌日には総務委員会での採決が予想されていた九月二十四日であったというのは、もう少し早く執行できれば良かったとは思っている、四団体共同申入れという初めての取り組みでもあり、やむを得なかったかとは思っている。

**そ** れよりも問題なのは、日本会議和歌山からの請願が審議されるという情報を伝えた報道機関が、結局どこも事前報道をしてくれず、大半の県民が知らないうちに二六日の会期末に意見書が決議されてしまったことである。

本会議での採決に先立ち日本共産党議員が反対討論したものの、賛成討論に立つ者はなく、「見本」である石川県議会意見書とそっくりな意見書があつたりと通過してしまったことは、我々の力不足も含めて痛恨事であった。

**こ** の問題には、「地方議会議員と憲法尊重擁護義務」という非常に重要な憲法上の論点も関係しており、青法協の組織をあげて、理論的・実践的な取り組みを進めていただきたいと希望する。

**各委員会の日程**

スカイプでの参加も可能ですので、みなさま、ふるってご参加ください。スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

**【憲法委員会】**  
11月19日（水）午前10時半から  
12月 1日（月）午前10時半から

**【司法問題対策委員会】**  
11月21日（金）午前18時から20時

**【修習生委員会】**  
11月25日（火）13時～15時  
全国スカイプ会議は13時～13時半

**【広報委員会】**  
11月25日（火）18時～

**憲法学習会講師のための  
情報共有ファイルを設置しました**

講師レジュメや資料を会員間で共有できるように、オンラインストレージサービスに加入しました。  
事務局へご連絡をいただければ、IDとパスワードをお知らせいたします。  
ぜひ、今後の講師活動に役立ててください。

お問い合わせ先  
TEL 03-5366-1131/FAX 03-5366-1141  
mail : bengaku@seihokyo.jp

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

# 人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

**青年法律家協会弁護士学者合同部会**  
TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



**人権の砦として**  
—弁学合同部会40年の軌跡—

B5版・280ページ  
定価2,500円（税込）

# 福島原発避難者自死事件 勝訴判決の報告

東京 深井 剛志

## 1 はじめに

私が加入している福島原発被害弁護団には、多くの避難者が相談に訪れ、故郷を失った悲しみ、生業を奪われた怒り、明日の生活への不安を述べています。その原発被害弁護団の中に、個別の事件を扱うチームがあり、そのチームで「福島原発避難者自死事件」を取り扱ってきました。そして、二〇一四年八月二六日、福島地方裁判所は、東電に対し、原発事故による自死被害者の遺族へ、損害賠償として合計約四九〇〇万円を支払うよう命じる判決を言い渡しました。

本判決は、原発事故における自死事案に関する初めての判決であり、また、避難者の苦痛の過酷さを詳細に浮き彫りにしたものであって、今後の原発訴訟への影響は極めて大きく、きわめて意義のあるものです。

## 2 事案の概要

渡邊幹夫さん、はま子さん夫妻の暮らしていた川俣町山木屋地区は、見事な自然に囲まれた地域にあり、四季の移り変わりが感じられる環境でした。縁側におかれたソファに座ると、大自然が目の前に広がり、その景色を見ながらの食事が渡邊夫妻の楽しみでした。はまさんは、山木屋地区で生まれ育ち、幼少のころからそのような大自然

での生活を続けてきました。自宅にカラオケ機器を購入し、よく集落の住民が集まってカラオケをしていました。はまさんも歌が好きで、よくカラオケに合わせて歌を唄っていました。また、はまさんは、料理を作るのが好きで、宴会で集まった人々に手料理をふるまうことも楽しみにしていました。このように、はまさんは、自然に囲まれた地区で家事・仕事を一生懸命行いながら、地域の住民との交流も楽しみ、忙しいながらも充実した生活を送っていました。

しかし、その山木屋地区も福島第一原発の事故により、四月二日に計画的避難区域に指定され、山木屋地区のほぼ全住民である二五〇名が避難を余儀なくされました。そして、幹夫さんらも六月二日に福島市内のアパートに避難しました。

その間、山木屋地区は警察によるパトロールが行われており、渡邊夫妻は身分証の提示を求められたり、早く退去するように促されたりしました。そのため、はまさんはパトカーを見るたびに怖がるようになり、食欲がなくなり、顔色も悪くなっていきました。

しかし、避難のために移り住んだ福島市内のアパートは、3DKの間取りの閉鎖的な空間であって、山木屋の自宅の広大な自然が広がる環境とは程遠い、無味乾燥な場所でした。そのような環境で暮らしているうちに、はまさんは徐々に精神

的に追い詰められていき、食欲はなくなり、痩せていきました。

これを見かねた幹夫さんは、六月三〇日、草刈の目的も兼ねて山木屋の自宅に一泊することになりました。その夜、はま子さんは、「明日以降もずっと残る」「あなた一人で帰ったら」などと言い、アパートへ戻ることを拒否しました。

翌七月一日、幹夫さんは、午前四時に起きて自宅周辺の草刈りをしていましたが、午前六時ころになってもはま子さんが起きてくる気配がなかったため、自宅周辺を探してみると、はま子さんがゴミ焼場の近くで自らガソリンをかぶり、火をつけた様子で倒れていました。はま子さんは病院に運ばれましたが、死亡が確認されました。

弁護士は東電に対し、二〇一二年五月一八日、福島地方裁判所に、総額約九二〇〇万円の損害賠償請求訴訟を提起しました。

### 3 判決の内容

二年三月月の審理を経て、二〇一四年八月二六日、判決が言い渡されました。本件の争点は、①原発事故と自死との因果関係、②心因的要因を理由とする素因減額の可否と割合です。

#### (1) 原発事故と自死との因果関係について

因果関係については、労災の認定基準でも使用

されている「ストレス—脆弱性理論」及び、前記労災におけるストレス強度の評価類型を用いて避難のストレスを判断しました。

そして、災害における避難は一般的にも避難住民に強いストレスを与えるものであることを前提にして、はま子さんにとっては、生活の場であるのみならず、家族を形成し、地域とのつながりを形成する山木屋地区を失ったこと、はま子さんが夫幹夫さんとともに勤めていた農場が閉鎖されたこと、山木屋地区がセシウム等の放射能に汚染され帰還の見通しが持てないこと、その他、住宅ローンの支払いが残っていること、ストレス、避難先の住環境の違いによるストレスをそれぞれ認定しました。

そして、これらのストレス要因が、どれ一つをとっても、減多に起きることのない一般人に強いストレスを生じさせるものであり、これらの出来事が短期間に次々に遭遇することを余儀無くされることは健康状態に異常のない通常人にとっても過酷な経験であるということが容易に推認できるとしました。

#### (2) 心因的要因を理由とする素因減額の可否と割合

本判決は、原発自死事案においても、民法七二二条二項の過失相殺規定を類推適用し、被害者の

心因的要因が損害拡大に寄与している場合には損害額の減額が可能であるとしました。

一方で、はま子さんには、精神疾患の既往症が認められないとしながらも、長期の肩こり、不眠等による通院歴があることから、心身症の疾患を有すると認定しました。

しかし、はま子さんが原発事故後に遭遇したストレスはどれ一つをとってみても一般人に対して強いストレスを生じさせるもので、これが予期せず短期間に次々に遭遇することは、健康な人であっ



判決後の報告集会及び記者会見

ても過酷な経験であると認定しました。

これらのことから、原発事故が自死の準備状態の形成に寄与した割合は八割(つまり、心身症の影響による素因減額が二割にとどまる)であると認定しました。

### (3) 判決の評価

以上のとおり、本判決は、はま子さんの避難前後の生活状況を詳細に見つめてこれを拾い上げ、原発事故における避難、ふるさと喪失が、いかに過酷な体験であり、自死という痛ましい被害結果をもたらしたものであったことを示しています。その意義は極めて大きく、自死事案にとどまらず、全ての原発争訟に影響を与えるものとなります。

## 4 たたかいは続く

判決の二日後である八月二十八日、幹夫さんと弁護団は、東電本社に訪問し、控訴断念、謝罪の申入れを行い、その結果、東電側代理人から控訴断念の申入れがありました。被害に寄り添った本判決への反論が難しかったことや、控訴による社会的なデメリットを考慮していることと思われます。

九月八日、東電原子力補償相談室長らが山木屋の自宅を訪れ、仏壇の前で焼香をあげ、はま子さんに謝罪をしました。さらに、自宅からほど近い自死の現場では花を手向け、はま子さんの冥福

を祈りました。

そして、九月九日の経過をもつて本判決は確定することとなりました。はま子さんは帰ってきませんが、幹夫さんは東電の謝罪を「誠意ある言葉と受け止めた」として、本件は落着を迎えました。ただ、これでたたかいが終わったわけではありません。福島原発被害弁護団は、浪江町の住民が自死した案件につき、福島地裁で東電を被告とし

て訴訟を提起しています。さらに、数多くの避難者、住民の方々が提起した集団訴訟も二件、福島地方裁判所いわき支部に係属中です。今回の自死事件に携わっていた弁護士は、ほとんどが六〇期の台の若手会員であるように、若手の会員であっても、このように力を発揮することが十分可能です。ぜひ、特に若手の会員の皆様方の弁護団への参加を広く呼びかける次第です。

## 青法協設立六〇周年記念集会・

## 二〇一四年度第三回常任委員会(東京)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で青法協設立六〇周年記念集会と二〇一四年度第三回常任委員会を行います。常任委員以外の会員もぜひご参加下さい。

### 記

□ 日 時 二〇一四年二月五日(金)一三時～一三日(土)午後三時

□ 場 所 主婦会館 プラザエフ(東京都千代田区)

・JR四ツ谷駅麹町口から徒歩一分 ・東京メトロ四ツ谷駅から徒歩三分

□ 青年法律家協会設立六〇周年記念集会

五日(金)二三時～一八時(予定)、一八時半～二〇時半 懇親会

詳細は別途送付の常任委員会の案内をご参照いただくか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせください。

# 安倍政権の労働法制改悪問題について

東京 竹村 和也

## 1 労働者不在の労働法制改悪

安倍政権は労働法制の改悪を目論み、すでにその一部が実行されています。日本の雇用状況は、非正規雇用の増加（二〇一四年の段階で三七・九パーセント）、正規職種の長時間労働、ブラック企業問題等、相当劣化しています。その中にあって、安倍政権は、「世界で一番企業が活動しやす

い国」づくりをめざしています。労働法制が、使用者・資本の事実上の単独決定に国家的規制をかけ、ひいては労働者を保護することを目的とすることを考えれば、「世界で一番企業が活動しやす」とは「世界で一番労働者が保護されない」ことを意味します。注意すべきなのは、この労働法制改悪が、当事者である労働者が不在のまま進められているということ。安倍政権の労働法制改

悪は、各種の会議体を司令塔に進められています。そこには労働者の代表はいないのです。規制緩和に積極的な閣僚、財界人、学者によって構成され、主に財界の要望のみが反映される仕組みとなつていのです。人材派遣会社であるパソナの会長である竹中平蔵氏が産業競争力会議の議員だということも知られているところです。このような体制のもと、労働法制改悪が進め

られているのですが、それは労働時間法制、派遣法制、解雇規制、有期雇用法制、国家戦略特区、人材ビジネスなど多岐に渡っています。以下では、その中でも喫緊の課題だと考えられる労働時間法制と派遣法制の改悪について簡単に触れたいと思います。

## 2 労働時間法制の改悪

### (1) 現在の労働時間法制

労基法三二条は、使用者に対して、労働者を、週四〇時間・一日八時間以上働かせてはならないと規定しています(罰則もあります)。これが原則です。もともと、労働組合や労働者の代表者と協定(三六協定)を定めることで、例外的に前記以上の時間を働かせることができるようになり(労基法三六条(労働契約や就業規則の定めは必要です))。そして、使用者が、実際に一日八時間・週四〇時間以上働かせた場合、使用者は通常賃金の二五パーセント以上の割増賃金を支払わなければいけません(休日労働、深夜労働には五〇パーセント)。割増賃金の支払を義務づけることで、使用者が労働者を長時間労働させないようにしているのです(間接規制)。

しかし、以上の労働時間規制が適正に機能していないのが日本の現状です。正社員の長時間労働は是正されず、過労死や精神疾患の労働者は増加

し、サービス残業も横行しています(「若者使い捨て」が疑われる企業にあつては三・九パーセントの職場で残業代不払いが認められています(厚労省調べ))。このような現状を是正しなければいけないことは確かです。

### (2) 長時間労働を生み出す「新しい労働時間制度」

それでは安倍政権は、労働時間法制をどのように改革したいのでしょうか。

各種の会議体から様々な提案がなされてきましたが、六月二四日に閣議決定された日本再興戦略(改訂二〇一四)は以下のように言及しています。「健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応える、新たな労働時間制度を創設する」としたうえで、具体的には「一定の年収要件(例えば少なくとも年収一〇〇万円以上)を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離す」としているのです。

再興戦略の提案で何よりも問題なのは、対象となる労働者について労働時間の制限がなくなってしまうことです。結果として残業代もなくなります。労働者が使用者の恣意的な評価による「成

果」を求めて、長時間労働が拡大することは間違いありません。過労死・精神疾患の原因に、すべからく長時間労働があることを考えれば、過労死等も増加することになります。このような改悪を許してはなりません。

「一〇〇万円なんて自分には関係ない」という労働者の方もいるかもしれません。しかし、過去の財界の提言が年収四〇〇万円であることなどを考えれば、一度導入されれば、一〇〇〇万円を下回っていくことは間違いありません。

### (3) 必要なのは労働時間の上限規制と労働組合の力

日本の長時間労働等を是正させるのに必要なのは、労働時間の上限規制等です。EUでは、時間外労働を含めた七日当たりの平均労働時間が四八時間を超えないことが求められています。また休息期間規制として、二四時間に連続二時間、一週間に連続二四時間の休息期間が必要とされています。この上限規制・休息期間規制が有効に機能しているからこそ、EUは日本に比して労働時間を抑制させることができています。

そして、長時間労働を防ぐには、労働組合の力は必須です。現在の法制度のもとにおいても締結する三六協定の内容で長時間労働を防ぐことができますし、多数の労働者を組織すれば長時間労働



## 〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」③〉



# 法曹養成の危機

兵庫県弁護士会 武本夕香子

現在、司法改革によって法曹養成に関する危機的状况が生まれている。この点について、私なりの意見を以下に述べる。

以下の問題は、司法試験合格者数を激増させたことや法曹養成制度の変革自体が内包する部分が多分にあり、若手法曹のみを責めることは決してできない。他方、勿論いかなる制度下であっても優秀な若手弁護士は存在する。しかし、制度を考える際には、一般的な人を念頭に検討すべきで、制度を検討するにあたって優秀な個別の若手弁護士の存在を指摘するのは無意味である。

## 1 法学部空洞化の問題

文系では、法科大学院の人気によりその大学の序列が決まる。もともと少子化で学生争奪戦を繰り広げていた大学側は、法科大学院の生き残りに入力を入れている。そのため、高名な教授や学生から高く評価される教授は、法科大学院間でも奪い合いになっている。そのしわ寄せは必然的に学生に来る。法学部は、教える側の人材も費用も枯渇しがちとなる。

## 2 法科大学院の抱える問題

法科大学院を修了するには、入学金・授業料・施設費等々といった学費以外に生活費等多額の経済的負担が必要となり、法曹になるまでに時間も

かかる。また、法科大学院制度は、法曹になるのに学歴差別の参入障壁をもたらした。司法改革以前は、司法試験に受かりさえすれば、どのような学歴であれ法曹になれたが、今は、四年大学のみならず、(法科)大学院まで修了しなければならぬ。司法改革により法曹の給源は明らかに狭小化された。実際、非法学部・社会人経験者の割合は、旧試験の時を下回っている。

それ以外にも、法科大学院教育は法曹養成の観点から以下に述べるような多数の問題を抱えている。

### (1) 先端科目等重視による弊害

法科大学院では、法律基本科目以外にも法律実務基礎科目(法曹倫理、要件事実、ローヤリング等)、基礎法学隣接科目(外国法、政治学等)、展開・先端科目(経済法、税法、知財法、国際取引法、環境法等)等幅広いカリキュラムが組まれている。そのため、どうしても憲法・民法・刑法といった基礎科目を学生が基礎から体系的に学ぶ時間が不足がちとなる。基礎科目六科目を基礎から応用まで徹底的に学び、リーガルマインドがつけば、興味ある先端科目を独学で学ぶことは十分可能である。法曹倫理等はオンザジョブトレーニングの中で行わなければ身につかず、法科大学院における机上の学習等「量の上の水練」では習得し得ない。

## (2) 指導方法による弊害

法科大学院では、司法試験受験指導をしない建前になっている。教授は講義形式で大量の知識を学生に教え込むといったことが原則禁止されている。

しかも、法科大学院では、対話形式のソクラテスメソッドを授業に取り入れるべきという誤った指導が半ば強制され、法科大学院の第三者評価において教授が学生に何回質問をしたかが評価の対象になる等という馬鹿げた事態に立ち至っている(この点は、近年、軌道修正されつつある)。

法曹をめざす者は、多くの法的知識の習得を求めている。しかし、実務家になるための司法試験受験指導が原則行われず、対話形式に重点を置かれれば、学生が知識を習得する機会は失われがちとなる。

## (3) 自由が制限されることの弊害

法科大学院では、授業の出席を必ず取ることになっている。しかも、対話形式の授業では学生は教授から質問を充てられることから予習等しなければならぬ。

法科大学院生は、膨大な時間・労力を先端科目等他の科目習得のために費やさねばならず、出席まで取られることから、基礎科目の基本書を最初から最後まで熟読するといった贅沢な時間的余裕はほとんどない。私が法科大学院を経由して弁護

士になった人に「最近では、基本書を最初から最後まで読む人はいないそうですね」と尋ねたところ、その方から「昔は、基本書を全て読むような人がいたのですか」と逆に尋ねられて驚いたことがあった。

## (4) 大学の教授が担当する弊害

予備校講師と大学教授の教え方の巧拙は、既に結果が出ている。何故皆予備校に行っていたかと言うと、それは大学の教授よりも予備校講師の授業の方が優れていたからである。

多くの場合、予備校講師による授業のわかり易さ、面白さは、大学の教授のそれとは比べ物にならない。実際、現在も、多くの法科大学院生が予備校にも通っている。

ここで誤解して戴きたくないのは、大学教授を非難することが目的ではないということである。大学はあくまでも研究の場であり、教授が学生に教えることが上手くないのはむしろ当然で、私はそれでよいと考えている。

しかし、わかりにくい授業の多い法科大学院を法曹養成の中核とされたのでは学生はたまったものではないと思う。

## 3 司法修習期における問題

司法修習については、貸与制の導入、修習期間

の半減、前期修習がなくなったこと等により深刻な問題が生じていることは指摘するまでもない。それ以外にも深刻なのは、司法修習担当者の不足等の問題である。

司法修習生があまりに多く、そのため、指導担当弁護士は慢性的に不足しがちである。

最近では「修習生を受け入れるほどの事件がない」「事件のバリエーションがない」等の理由で修習生受入れを拒否する弁護士が増えている。今後、ますます修習担当者の確保は困難となるであろう。

指導担当者不足、修習期間の短さ等から、修習生が見聞きできる事件は以前と比較して少なくなっていることは確かである。

弁護修習のみならず、裁判修習や検察修習でも問題は生じている。例えば、東京や大阪と言った大規模庁では、修習生の人数が多すぎることから、司法修習生が大部屋に入れられ、或いは、一つの事件を皆が一斉に起案し、研修所で行われる指導とさほど変わらない指導が行われることもあるであろう。

このように、司法修習生の経験できる事件数や取扱う事件の種類が限定され、かつ、以前のような幅広い、きめ細やかな修習指導は期待できなくなっている。

司法修習の空洞化も急速に進んでいるのである。

#### 4 弁護士実務家になった後における問題

法曹養成の中で最も重要なのは、事件を通じて先輩弁護士による現場での指導、すなわち、オンザジョブトレーニングである。就職先等がなく、オンザジョブトレーニングが欠如していることは危機的状況をもたらす。即独、ノキ弁、ケータイ弁等が増えたことを指摘すると、時として返ってくる反論は「以前にも即時独立弁護士は存在した」と言うことである。

しかし、以前は、後輩弁護士を弁護士会の皆で

育てる風潮があった。先輩弁護士は後輩弁護士に惜しみなくノウハウを公開し、知識を共有し合っていた。

今では、先輩弁護士も後輩弁護士も互いをライバル視するようになり、弁護士会全体で後輩弁護士を育てようという風土が失われつつある。

このような状況では、法曹養成の荒廃は進む一方である。

#### 5 結論

以上の問題点は、私の見聞きした内容に限られ、各方面の尽力により、既に改善された部分も

あると思う。しかし、司法試験合格者数の増大に内包された問題、構造的問題も多数存在することからして、全ての問題を解消するのはそう簡単なことではない。

人をいかに育てるか法曹養成の在り方が、司法の未来を考える上では最も重要な問題である。

このままの状態が継続すれば、私たちは、将来の子どもたちに明るい未来、そして、足腰のしっかりした司法制度を提供することはできない。

法曹人口問題、法曹養成問題を直視し、司法改革の弊害を解決することは、今の私たち法曹の喫緊の責務である。

## 誰のための法曹養成か

当事者の意見は無視されて

東京 湯山 花苗

## 2 ロースクール制度

### (1) ロースクールへの期待

私は、二〇〇四年、信州大学経済学部に入學し、二〇〇八年、中央大学法科大学院未修コースに入學しました。私が大学に入學した二〇〇四年は、ちょうどロースクール制度が始まったときで、ロースクールに進学すればほぼ司法試験に合格できるという神話が流れており、ロースクール制度に大きな期待が寄せられていました。私は、何としても合格者の多く輩出しているロースクールに行きたいと思

## 1 はじめに

私は、第六六期元司法修習生で、現在、東

京支部に所属しております。

今回、法曹養成について意見を述べる機会を頂きましたので、僭越ながらお話しさせていただきます。

## ロースクールの実情と 法曹養成

い、予備校に通うために、大学三年の後期から実家のある東京に引越しをして、週に一回、東京から長野県松本市にあるキャンパスに高速バスで通うことにして、ロースクール入試のために勉強しました。

### (2) ロースクールの実情

私は、他学部からの入学ということもあり、六法が縦書きであることさえ苦戦をしたものです。統計学のような数式で答えが出るものではなく、どのように答えても反論が用意されていて、何度も挫折しそうになりました。しかし、未修一年の授業内容は、前期に憲法・民法（不法行為・親族相続を除く）・刑法を、後期に民法（不法行為・親族相続）・会社法・商法・行政法・民訴法・刑訴法と、盛りだくさんであり、弱音を吐いている暇はありませんでした。

私は、自分で決めたことだからと、必死でついていきました。今思い出しても、あれほど勉強したことはないという一年間でした。そのおかげで、既修学生と混ざった二年次のクラス編成でも落ちこぼれることなく、司法試験に備えることができました。たしかに

授業の中には受験とは直結しない授業が必修科目としてありましたが、おおむね授業の予復習を行っていただければ司法試験に耐えうる授業内容でした。この点からすれば、私にとっては、必要な学びの場であったことは間違いありません。

もともと、どれだけ知識を得ても、あくまで「試験」であるため、ある程度「対策」をしないと合格までたどり着けません。実際に、予備校の模擬試験を受ける友人は多かったです。予備校が出版している書物を使用する人も多くいました。このように、合格するためには試験対策をしなければならぬのが現状ですが、予備校に懐疑的である先生方からはたびたび叱られたことがあります。その度に、ロースクールは誰のために設立されたのかと考えさせられました。

### (3) 今のロースクールの実情

最近のロースクール入試の倍率や廃校の実態を見ると、私がロースクールを受験したころに比べて、法曹を目指す人が減少していることは認めざるを得ません。もちろん、ロースクール制度だけが問題なわけではありません。しかし、予備試験の受験制限を設けようとする姿を見ると、ロースクール自体の改善をわ

きに置いて利権を守ろうとしているように見えて悲しいばかりです。私の経験ではありませんが、ロースクールは、授業自体が濃厚であり、共に研鑽に励む仲間を得て、将来法曹として活躍するときの支えを得ることができかけがえのない場でした。

ぜひ、当事者の選択に委ねてほしいと思います。

## 3 おわりに

現在、法曹養成制度は、受験回数や受験科目など年々変化しています。私は、修習生委員会に所属していることもあり、ロースクール生や司法修習生の意見に触れる機会が多くあります。また、私は、貸与制下で修習をしたので不合理性と弊害を訴えています。

しかし、当事者の声は聞いてもらえないままに、制度は変えられています。結局、誰のための改革なのか、意識していかないといけないと思います。

# 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の問題点

## — 障害者権利条約の観点から —

東京 浦崎 寛泰

### 1 てんかん患者等が交通事故を起こした場合の新たな重罰類型

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」(以下「本処罰法」という)が二〇一四年五月二〇日に施行された。本処罰法において、従来の危険運転致死傷罪(旧刑法二〇八条の二)の適用範囲が拡大され、新たな処罰類型がいくつか設けられた。その一つが、運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で自動車を運転し、よって正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合である(本処罰法三条二項)。人を死傷させた者は二年以上以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上以下の懲役に処すと定められており、通常の自動車運転過失致死傷の罰金(七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金)と比べると、かなり重い刑罰が定められている。

対象となる病気としては、一定の病状を呈する統合失調症、てんかん、再発性失神、低血糖症、そう鬱病、睡眠障害が定められている(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令三条)。

てんかん患者等が運転免許を取得する際に罰則付きの申告義務を定めた改正道路交通法とともに

に、本処罰法には多数の問題点が指摘されているが(本紙二〇一三年七月二五号高山俊吉「安全を踏みにじっても処罰を求める人々」など)、本稿では、特に障害者権利条約(以下「権利条約」という)の観点から問題点を検討したい。

### 2 権利条約の批准

#### 「障害」概念のパラダイムシフト

権利条約は二〇〇六年に国連で採択され、二〇一四年一月に日本も批准をした。日本もようやく権利条約締結国の仲間入りをしたわけであるが(日本は一四一番目であった)、残念ながら、本処罰法は、権利条約の精神に逆行する内容となっている。

権利条約の精神を理解する上で特に重要なのは、そもそも「障害」とは何かについて、理解の仕方の大転換を求めているという点である。一言でいえば、従来の医学モデルによる障害観を脱却し、社会モデルによる障害観へのパラダイムシフトを求めているのである。

権利条約前文(e)には「障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」と定められている。この権利条約の定めを受けて、障

害者基本法や障害者差別解消法では、障害者の定義を、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定められた。

これらが意味するところは、障害(障害者)というのは、一定の心身機能の障害の有無や程度のみで理解するのではなく、社会的障壁、すなわち、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとの相互作用によって生ずるものであると理解しなければならないということである。

例えば、発達障害を有する男性が、職場の上司の指示を理解できず、パニックになつて大きなミスを連発して、仕事が続けられなくなつたとする。従来の医学モデル的な発想であれば、この発達障害の男性の社会参加を妨げているのは、発達障害という脳機能の障害であり、男性が社会参加を果たすためには、発達障害の症状を抑えるような治療を受けるとか、上司の指示を理解できるようにするまでトレーニング(職能訓練等)を受けなければならないことになる。

しかし、権利条約は、このような障害者観からの脱却を求めている。確かに、男性には発達障害という脳機能の障害を持っているが、男性の社会

参加を妨げているのは、男性が理解できないような指示をしている上司(職場環境)にも原因があるのではないかという発想である。

障害とは、このような社会モデルの視点から理解されなければならない。障害者個人の努力や自己責任のみが強調されるのではなく、国や雇用者等の責務として社会的障壁の解消こそ重視されなければならない。

### 3 重罰化の前に社会的障壁は解消されているのか？

本処罰法の問題点は、従来の医療モデル的な発想に基づき、てんかん患者等の個人責任のみを重視(重罰化)することで対処しようとしていることである。

確かに、病状について自覚のある者は、自動車運転する以上、服薬を怠らないようにする必要があるのであるし、服薬によつても運転中の発作の再発を抑えられないのであれば、自動車運転そのものを控えるべきではあろう。

しかし、そのような個人の責任を追及する前に、社会的障壁の解消こそ、まずはなされなければならないはずである。

例えば、対象となる病気を有する人が、自動車の運転をしなくても社会生活に支障がないようにする施策(公共交通機関運賃の減免等)は十分に

実施されているのだろうか。勤務先に持病を伝えたとときに、不利益に扱われないという実質的な保障はあるのだろうか。就職面接の際、病気で自動車を運転できないこと、あるいは、服薬をしながら運転をしていることを伝えたととき、不利にならないといえるだろうか。全国どこでも、信頼できる主治医のもとで、治療・服薬を継続できる医療環境が整備されているのだろうか。

それらの視点を抜きにして、個人の責任のみを強調し、重罰化することは、権利条約の精神から大きく逸脱するものというほかない。

### 4 権利条約の精神を社会の隅々に

本処罰法の問題に限らず、障害が背景にある刑事事件については、従来の医療モデル的障害観だけでは、事件の背景を適切に評価することはできない。適切な刑罰を定めるためには、個人の問題だけではなく、社会的障壁の存在がどのように事件に影響をしているのかなど、取り巻く環境(社会)の問題も、十分に考慮される必要がある。

日本も権利条約を批准した今、私たち法律家は、権利条約を熟知し、立法や裁判の過程でも権利条約の精神が隅々まで行き渡るよう、注意深く監視していかなければならない。

## 修習生委員会

六八期向け四団体合同事務所説明会へ  
ご参加を

修習生委員会事務局長 今泉 義竜

二月、東京は四ツ谷駅から徒歩一分、主婦会館プラザエフにて、六八期司法修習生を対象とした、自由法曹団・日本民主法律家協会・労働弁護士・青法協の四団体合同事務所説明会が開催されます。

今年、二月六日(東京以外の事務所)と二三日(東京を含む全国の事務所)の二回開催します。

なぜ二回か? 一つには、新修習で廃止となっていた前期修習が、今年から「導入修習」という形で復活するということがあります(二月二日～二日まで)。修習生全員が和光に通うこの二〇日間を最大限活用すべく、二回の開催となりました。

二月五・六日には青法協常任委員会&青法協設立六〇周年記念集

会が華々しく東京にて開催される予定となっております。記念集会に参加すべく全国からお越しいただいた会員のみなさまは、六日の会議終了後にそのまま事務所説明会にも出席していただくことができます。説明会のためだけに東京までお越しただくのは大変でも、六〇周年と合わせてであれば参加しやすいのではないかと考えました。

全国の事務所におかれましては、六〇周年記念行事と合わせて、ぜひご参加いただくようお願い申し上げます。六日に都合がつかない事務所につきましては、例年どおりの二三日の説明会に出て頂いて結構ですし、両方出席して頂いてももちろん結構です(ただし、東京の事務

所については三日のみです)。

なお、都合により参加できない遠方の事務所、人権活動に熱心な新人を是非とりたいたいという事務所につきましては、メールまたはFAXにて、詳しい募集要項(事務所名、採用担当者、連絡先、採用予定人数、勤務条件、事務所の特徴等)を送付下さい。当日参加した修習生に紹介

致します。

参加される事務所は、事務所名、参加人数を、東京法律事務所の今泉宛にFAX(〇三―三三三―五七―五七四二)またはメール(imazumi@tokyolaw.gr.jp)に二月一日までに御連絡下さい。

## ○参加要領

## (1) 二月六日(土)(東京以外の事務所)

一七時～事務所説明会開始 遅くともこの時間までにお越しください。  
一九時～懇親会

## (2) 二月三日(土)(東京を含む全国の事務所)

一三時～学習会開始(六八期修習生対象)  
事務所側は参加していただかなくても結構です。  
一四時～事務所説明会開始 遅くともこの時間までにお越しください。  
※最初に全体に対して二～三分程度ずつ順番に事務所の説明をさせていただきます、その上で島に分かれての説明会となります。  
一八時～懇親会

## (3) 場所、費用等

場所…いずれも主婦会館(プラザエフ)  
費用…一事務所あたり二万円。懇親会には別途弁護士二人あたり五〇〇〇円をいただきます。

持参資料…修習生が最大七〇名程度参加することが予想されますので、同程度の事務所紹介資料をご持参ください。事前にプラザエフ宛に送っていただいても結構です。

## 委員会からのお知らせ

# 追悼碑問題が問いかけるもの

群馬弁護士会 角田 義一

(元参議院副議長)

## 1 追悼碑の歴史的経緯について

かつて日本は、朝鮮を三六年間植民地支配下に置いた。戦況が不利な状況の下、朝鮮から日本に数多くの朝鮮人を強制連行し、炭鉱・ダム・鉄道・道路・飛行場等の現場で過酷な重労働を強いた。

群馬にも六〇〇〇人ほどの朝鮮人が連れてこられた。当時、太田市に中島飛行機という日本最大の軍需産業である航空機メーカーが存在した。戦火を避けるため山間地に洞窟を掘り、部品工場を建築するなど過酷な労働を強いられ、望郷の念もなしく亡くなられた人も多く存在した。それらの実態を我々の仲間が調査し、『群馬における朝鮮人強制連行と強制労働』という一冊の本にまとめ世に問うた。

その過程で我々の仲間がこの侵略戦争を深く反

省し、記録として残し、二度と再び過ちを繰り返さない決意をし、日本と朝鮮およびアジアとの友好関係を発展させるため、「記憶 反省 そして友好」という追悼碑を建てる運動に発展させた。県内外の賛同者約六〇〇〇人から募金約一〇〇〇万円を集め、二〇〇四年四月二四日に碑を建立した。碑文の内容は、我々碑を建てる会、県当局、外務省との度重なる交渉の結果、次のように決定された。

追悼碑建立にあたって

二〇世紀の一時期、我が国は朝鮮を植民地として支配した。また、先の大戦のさなか、政府の労務動員計画により、多くの朝鮮人が全国の鉱山や軍需工場などに動員され、この群馬の地においても、事故や過労などで尊い命を失った

人も少なくなかった。

二二世紀を迎えたいま、私たちは、かつて我が国が朝鮮人に対し、多大の損害と苦痛を与えた歴史の事実を深く記憶にとどめ、心から反省し、二度と過ちを繰り返さない決意を表明する。

過去を忘れることなく、未来を見つめ、新しい相互の理解と友好を深めていきたいと考え、ここに労務動員による朝鮮人犠牲者を心から追悼するためにこの碑を建立する。この碑に込められた私たちの思いを次の世代に引き継ぎ、更なるアジアの平和と友好の発展を願うものである。

二〇〇四年四月二四日

「記憶 反省そして友好」の追悼碑を建てる会

強制連行という言葉はないものの、碑文としては内容のある、品格のある文章になっていると思

う。問題は碑の建立の場所である。有意義な場所に建てたいと思い、県立公園「群馬の森」に建立すべく知事当局、議会の各派と真摯かつ情熱をもって交渉に当たった結果、自民党王国ではあったが、当時の小寺知事の決断で県有地での建立が決定した。このような碑を県有地に建立するのは全国でも群馬県だけであり、我々は大変誇りに思っている。除幕式には県の幹部も出席し、盛大に行われた。現在まで駐日韓国大使夫妻をはじめ多くの人々が国内外から追悼碑を訪れ、献花や合掌をしていた。

そして八年間、毎年碑の前で追悼集会在厳かに行われていたが、ここ二年くらい前からネット右翼と称される人々を中心に群馬県当局に対し、「このような追悼碑が県有地に建てられているのはおかしい、ふさわしくない、撤去すべきである」等の意見が寄せられ、さらには県議会への請願が寄せられ、六月二六日県議会で可決されるに至った。

県当局より、二年前から諸般の状況から碑の前での集会を自粛してもらいたい旨の申出があり、我々としては、大局的立場から無用の争いを避けるべく、苦渋の選択としてここ二年間は追悼集会を別の会場で開き、献花を行ってきた。しかるところ、二〇一四年一月末日をもって追悼碑の土地の使用権限が切れることから、我々はさらに一〇年間の使用許可の要請をした。県当局は難色

を示し、我々代表団と県当局との真摯の話し合いは三回にわたり行われた。そして三回目の交渉の時に、県は追悼碑の自主撤去を要求した。我々は直ちに拒否し、次の三つの提案をした。①県有地を我々守る会に適正な価格で払い下げをしてほしい。②更新期間を二〜三年して状況を見定め、その後交渉し更新の協議に入る。③一〇年間更新し、当分の間追悼碑前での集会を自粛する。

しかし、県当局は、ともに、真剣に検討することもなく我々の提案を拒否し、また、知事とのトップ会談を要請したにもかかわらず二〇一四年七月二日、都市公園法第五条一項の規定に基づき不許可にするとの決定を下した。

## 2 県の不許可理由について

県の不許可理由については多岐にわたるが、要約すれば次のとおりである。

(1) 県は設置許可にあたり、公園管理者として「設置許可施設については、宗教的・政治的行事および管理を行わないものとする」という許可条件を付した。しかるに追悼碑前における集会において次の発言があったと主張し、これが許可条件に違反しているとしている。

### ① 二〇〇四年四月二四日 除幕式

「碑文に謝罪の言葉がない。今後も活動を続けていこう」

### ② 二〇〇五年四月三日 追悼式

「強制連行の事実を全国に訴え、正しい歴史認識を持てるようにしたい」

### ③ 二〇〇六年四月二日 追悼式

「戦争中に強制的に連れてこられた朝鮮人がいた事実を刻むことは大事、アジアに侵略した日本が今もアジアで孤立している」「このような運動を『群馬の森』から始め、広めていこう」「朝・日国交正常化の早期実現、朝鮮の自主的平和統一、東北アジアの平和のために手を携えて力強く前進していく」

### ④ 二〇一二年四月二日 追悼式

「日本政府は戦後六七年がたとうとする今日においても、強制連行の真相究明に誠実に取り組んでおらず、民族差別だけが引き継がれ、朝鮮学校だけを高校無償化制度から除外するなど、国際的にも例のない不当で非常な差別を続け民族教育を抹消しようとしている。」「日本政府の謝罪と賠償朝・日国交正常化の一日も早い実現」

(2) さらに、以上の発言は政治的発言であり、これらの発言があったということは、除幕式および追悼式の一部内容を政治的行事とするもので、「政治的行事および管理」を禁止した許可条件に対する違反であり、当初許可の取消を命ずることができる違反行為である。本件処分にあたり調査した結果、このような違反行為が繰り返し行われ

政治的行事に利用されてきたことで、本件追悼碑の設置目的が、日韓、日朝の友好の推進に有意義なものであるという当初の目的から外れてきたと判断せざるを得ない。

政治的発言が行われた結果、本件追悼碑は存在自体が論争の対象となり、街宣活動、抗議活動など紛争の原因となっている、このような本件追悼碑は、憩いの場である都市公園にあるべき施設としてはふさわしくないと判断せざるを得ない。

以上によると、本件追悼碑は、都市公園の効用を全うする機能を喪失しており、法第二条第二項に規定する公園施設の要件に該当しない。併せて、本件追悼碑は、法第五条第二項第一号に該当する公園施設にあらず、かつ、都市公園の機能の増進に資する施設とは認められず、法第五条第二項第二号に該当しない施設と判断する。

法第二条第一項の規定による公園施設の設置の許可は、この公園施設が法第二条第二項に規定する「公園施設」の要件を満たした上で、法第五条第二項各号のいずれかに該当する場合にのみ与えることができるものである。

本件申請は、以上の通り、法第二条第二項に規定する「公園施設」および法第上第二項各号のいずれにも該当しないと判断し、不許可とするものである。

### 3 不許可決定の不当性について

県が提示した不許可決定は到底我々の納得するものではない。近々に弁護士を結成し、不許可取消の行政訴訟を提起する予定である。当方の議論の柱は、次の点が問題になる。

① 「都市公園法第一条 この法律は、都市公園の設置および管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」

条文によれば、「公共の福祉の増進に資する」ことを目的とする以上、その設置条件に付する宗教的、政治的行事を行わないとする、特に政治的行事を行わないとの付款は、憲法が保障する言論の自由、集会の自由を保障している条項に違反するのではないか。民主主義の根幹は言論の自由、集会の自由が保障されることである。それを付款により制約することが許されるのかどうか。特に記念碑の前での発言の一部をとらえ、それを政治的発言と決めつけることが憲法上許されるのか、ということが最大の論点である。

② さらに設置目的が変化することがあり得るのか。政治的発言により本件追悼碑の設置目的が変化するということがあり得るのか。政治活動により本件追悼碑の意義が没却されることがあるのか。本件追悼碑の存在は、現在もなお日韓、日朝

の友好な推進に有意義であり、「歴史と文化を特徴とする本都市公園の効用を全うする」ことは明らかであり、仮に政治的行為に利用されてもその意義が消失するということはない。よって、我々は次のように考える。

ア 政治活動によっても、日韓、日朝の友好の推進に有意義という設置目的は変化しておらず、現在も日韓、日朝の友好の推進に有意義という機能を果たしている。

イ 追悼碑は、かつて日本が「朝鮮人に対し、多大の損害と苦痛を与えた歴史の事実を深く記憶にとどめ、心から反省し、二度と過ちを繰り返さない決意を表明」し、「過去を忘れることなく、未来を見つめ、新しい相互の理解と友好を深めていきたい」と考え、ここに労働員による朝鮮人犠牲者を心から追悼するために「建立されたものである。政治的発言があったとしても、都市住民全般の觀賞に供され、都市住民の教養につながり、ひいては人間性の確保に資するものである。

③ 県知事は碑の存在そのものが紛争の種となり、市民の憩いの場所が傷つけられたなどと暴言を吐いているが、碑そのものの存在を否定することは碑文そのものを否定することであり、あの侵略戦争に対する反省はひとかけらもないのである。このような言質を弄し碑の取去を求めるところは、我々はもとより在日の朝鮮、韓国の人々は到

底許しがたいことである。この問題を巡り、当職は韓国の三紙と雑誌社からそれぞれインタビューを受け、ことは国際問題化している。

来年は敗戦七〇周年を迎える。追悼碑を巡る問

題は、戦後をどう総括し、未来を切り開くのが問われる問題となるのである。我々は行政訴訟を提起し、県議会にも更新を許可するよう請願書を提出するべく準備を進めているところである。

裁判闘争と民衆による請願行動が一体となっ

## 「表現が規制されることの本当の意味」を訴える

映画 図書館戦争(原作 有川浩(角川文庫))に学ぶ

東京 早田由布子

### 1 表現規制を視覚的にみる

図書館戦争の原作小説にほれ込んだ津田二郎弁護士に強方に依頼され、書評を書くことになりました。が、いきなり課題を外れ、私は映画版に言及してみたいと思います。物語の概要については先月号の津田弁護士の書評をお読みください。

「映画 図書館戦争」は、岡田准一さん、榮倉奈々さんの主演で、昨年四月に公開され、興行収入一七・二億円を記録した人気映画です。私は以前からこの小説のファンでしたので、公開後すぐ

に見に行きました。

映画の冒頭で、「青少年の健全な育成」を旗印に、喧々諤々の議論を経ながらも成立してしまった「メディア良化法」により、書店の本棚から書籍がごっそりと消え、インターネット上の画像が次々と検閲によって削除されるシーンが映し出されます。それはぎょつとするような光景です。「本が狩られる」「表現が狩られる」ことを視覚的にはつきり見ることができません。

そして、この検閲及び「メディア良化委員会」に対抗することができる唯一の実力部隊として、「図

て、県の不許可決定を撤回させるべく運動を展開してゆきたい。多くのみなさまのご支援を請う次第である。

書隊」が結成されます。図書隊結成の紹介から続く冒頭部分の最後で、図書館の中に掲げられている「図書館の自由に関する宣言」のプレートが映し出されます(私は何度見てもこのシーンで号泣してしまいます)。表現が狩られ、きわめて厳しい状況の中だからこそ、図書館が宣言する「自由」の強さが輝きます。なお、このプレートは、ロケ地である実在の図書館に実際に掲げられているものであるとのこと。

### 2 「表現が規制されることの本当の意味」

映画版図書館戦争の中で、石坂浩二さん演じる仁科巖司令のこんなせりふがあります。榮倉奈々さん演じる笠原郁が、「どうしてこんな世界になっちゃったんでしょう」と問いかけたことに対する返答です。火がつけられ、まさに燃やされている希少本を横目に、仁科司令は言います。

「人々は無関心です。多くの人は自分には関係のないことだと思っていた。表現が規制されるこ

とのほんとうの意味を、理解できなかつた。」

「青少年保護」のために性的に過剰な表現や暴力的表現を排除するところからはじまった規制が、ファンタジー作品で竜の首を落とすシーンが含まれているからと検閲対象になったり(映画版)、「こじきのおじいさん」「床屋」という放送禁止用語が含まれているからと検閲対象になったり(原作)するところまでどんどん広がっていきま

### 3 現在の日本と重なる

今の日本と重なって仕方がありません。表現が含む、ある意味での「弱点」(性的に過剰だとか、

暴力的だとか、あるいは信憑性のない証言に基づくとか)をとらえて猛烈に攻撃し、これを「排除

するところまで至ることは、これがすべての表現行為に波及していく危険性を常にはらんでい

ます。人々はとかく「朝日が悪い」などと特定の表現者を悪者にし、それ以外の表現者と区別しがちです。しかし、これらの攻撃がけつして特定されたものでないことを自覚しなければなりません。

表現が規制されることの本来の意味に、一人一人がもつと自覚的でないなければならないと思うのです。映画の冒頭では、メディア良化法に反対し、国会を取り巻くデモ隊が映し出されています。その中には、憲法二二条の条文を書いたプラカードも映し出されています。そのように反対運動が巻き起こる中でも、なお、「多くの人は自分には関係のないことだと思っていた」というわけです。この

点でも今の日本と重なってしまいます。

### 4 表現の自由規制を考える きっかけとして

こういったテーマを描く映画が、多くの若い人たちが見る人気映画として制作されたことには非常に大きな意味があると思います。ただ、私の友人が「ラブコメとしか見てなかった」と言ったように、このテーマを感じ取ってくれる人はそう多いわけではありません。しかし、表現の自由規制を考えてもらうための一つのきっかけになりうると思っています。

「映画 図書館戦争」は、現在DVDとブルーレイになっています。興味がありましたらぜひご覧ください。

## 検証 「新時代の刑事司法」の背景と実像…第三回

# 取調及び供述への「依存」を温存する「司法取引」

宮城県 阿部 潔

### 1

法制審議会刑事司法特別部会は、本年七月九日、「最終とりまとめ」を「全会一致」で決定し、法制審議会総会は、本年九月八日、法改正要綱をやはり「全会一致」で採択した。

特別部会が、相次いで明らかになったえん罪、一連の検察不祥事から、えん罪防止という観点から「取調及び供述調書に過度に依存した捜査・公判のあり方の見直し」についての諮問を受けたに

もかわらず、これを十分に見直すことをしていないこと、要綱の内容が、供述証拠及び客観的証拠の収集手段を拡張し、ひいては取調への依存という状況を強化しかねないものであることは、多く指摘されている。また、「取調の可視化」の不十分さ、盗聴法の範囲拡大についても多くの指摘がされている。本稿では、その中で「捜査・公判協力型協議・合意制度」の問題性について私なりに考えたい。

## 2

「捜査・公判協力型協議・合意制度」(巷間「司法取引」ともいわれている。以下「本制度」という)は、特定犯罪(以下「対象犯罪」という)の被疑者・被告人が、検察官との間で、被疑者・被告人が他人(以下「被対象者」という)の犯罪事実について一定の行為(A、例えば「真実の証言」)をすること、Aの行為をした場合に検察官が一定の行為(B、例えば「公訴を提起しない処分」)をする旨の合意ができるという制度である。

自らの犯罪についての「一定の行為」について合意するものではなく、当該被告人・被疑者以外の被対象者の犯罪を立証するため捜査側が供述の取得を容易にするための手段である。

本制度は、取調の過程において、一定の条件の下に関係者の「供述」を求めるものであり、結局「取調及び供述調書」への「依存」を温存するものにかならない。

## 3

本制度が問題であるのは、いわゆる「引っぱり込み」の危険があること、かつ、「引っぱり込み」による誤判を防止するための措置がとられていないことである。また、合意の前提としては本来、手続の帰趨を見極めるため、予め全面的証拠開示がなされるべきであるが、そのような制度は採用されなかった。対等な協議の前提となるべき身体拘束からの解放に関する制度の改革もない。さらには、合意のもとになされた供述について補強証拠が要求されているということもない。

防止措置がとられていないことについて敷衍すると、協議手続自体については可視化されることとはされていない。なお、対象犯罪は、「一定の財政経済関係犯罪及び薬物銃器犯罪」とされ、裁判員対象事件は含まれておらず、取調の過程が、原則可視化対象外の犯罪である。そうすると、被対象者は、合意に至る過程の適切さを争いたいと考えても、過程についての記録が適切になされていないから、後日、過程をチェックすることができない。

この点、協議に弁護士が関与するとされていることで、公正が担保できるという議論もあり得るであろう。しかし、証拠開示が十分になされない状況では、それは困難である。

加えて、刑事弁護において、有力な見解に「ハイアード・ガン論」がある。弁護方針の決定にあたっては、決定のため必要な情報は弁護人が被疑

者・被告人に伝え、十分な助言をするものの、最終的な方針については被疑者・被告人自身が決定するという議論である。かかる考え方は、第一線で活動する多くの弁護人がとる考え方であろう。かかる考え方からすれば、被告人が「合意をする」という選択をした場合、弁護人はそれを尊重せざるを得ないのではないか。場合によっては、弁護人が冤罪の創出に荷担することになりかねない。合意しない場合に厳罰が科されるかもしれないとのリスクを回避するための「合意」が生じかねないのである。

## 4

もちろん「真実の供述」とは、本来の真実ではなく、捜査側に都合のいい「真実」である。

ところで、もし被対象者の弁護人による適切な反対尋問により証言が崩壊し、本来の真実ではないことが明らかにされた場合、恩典(前記Bの「一定の行為」)が実行されなかったり、虚偽供述等の処罰があるということになるのか。あるいは、法廷で改心し、本来の真実を述べた場合はどうか。考えると、実に恐ろしいことである。

## 5

いわゆる「郵便不正事件」において、村木厚子氏は無罪とされたが、その公判では、多くの関係者の証言によって立証がはかられようとした。さらに、村木氏を「犯人」にするための供述強要がされていたことが明らかとされた。もし、村木氏の関与を認める者との間で、本制度

による協議を成立させようとしたらどうということ  
が起きかねないか、考えてみる必要がある。な  
お、村木氏が起訴された虚偽公文書偽造・同行使  
罪は可視化対象犯罪ではないが、本制度の対象犯  
罪とされている。

**6** それにしても、かかる人権侵害の恐れが  
極めて高い本制度について、また本制度を  
含む「とりまとめ」あるいは法改正要綱について、

日弁連が「断固反対」の姿勢を示さないことは極  
めて情けない。それどころか、「答申案のとりま  
とめ」についての会長声明は、「全体として(中略)  
被疑者・被告人の防御活動を充実させ、犯罪被害  
者らにも配慮するなど、国民にとつても納得でき  
る刑事司法を目指すという点において(中略)刑  
事司法改革の流れの中で新たな一歩を踏み出すも  
のと評価し得る」などと、危機感のかけらもない

能天気なものである。  
現在の状況がこのようなものであるとはいえず、私  
たちは今後も、本制度をはじめ、要綱により導入  
されようとしている各制度の問題性を訴え、真に  
市民の権利を保障する刑事司法実現のために、改  
悪阻止のたたかいに取り組んでいかねばならない。  
導入後の弁護実践で何とかなる、という問題では  
ないのだ。

# 法制審総会当日の共同要請活動

## ―法制審は特別部会答申案を採択するな―

司法問題対策委員会 **立松 彰**

### 1

七月九日の法制審「新時代の刑事司法制  
度特別会」(第三〇回)において、「新たな  
刑事司法制度の構築についての調査審議の結果  
(案)」が答申案として全会一致で承認された。こ  
れを受け、九月一八日の法制審総会で答申案が審  
議されることとなった。

特別部会において全会一致で承認されたことや

### 2

要請行動は、法制審総会当日の午前中  
に行われた。

法制審委員の顔ぶれから見て、法制審総会でも全  
員一致で承認されることが予想されたが、何もし  
ない訳にもゆかない。四月二二日の対法制審共同  
要請行動(本紙五月号の拙稿参照)のメンバーを  
中心に、再び対法制審要請行動が計画された。

(1) 要請に名を連ねた個人、団体は次のとおり。

#### 【冤罪被害当事者】

赤堀政夫(鳥田事件)

川畑幸夫(志布志・踏み字事件)

桜井昌司(布川事件・布川国賠原告)

菅家利和(足利事件)

杉山卓男(布川事件)

袴田秀子(袴田事件再審請求人・袴田巖氏姉)

藤山忠(志布志事件)

ゴビンダ・プラサド・マイナリ(東電女性社  
員殺人事件)

矢田部孝司(ちかん冤罪・無罪確定)

柳原浩(水見事件)

#### 【市民団体】

なくせ冤罪！市民評議会

日本国民救援会

袴田巖さんの再審を求める会

## 【法律家団体】

日本民主法律家協会

青年法律家協会弁護士学者合同部会

自由法曹団

(2) 要請行動に参加したのは、冤罪被害当事者の桜井昌司氏、杉山卓男氏、菅家利和氏の三名、市民団体から九名、法律家団体から二名（私と坂井興一弁護士）の合計一四名である。要請行動は、法務省一階共用応接室において行われた。

## 【答申案に反対する主な理由】

①可視化が二%にとどまったことは、単に量の問題ではなく、九八%において従来どおりの自白強要が残存し、恣意的部分可視化により新たな冤罪を生む恐れがある。

②検察官による無罪証拠隠しが露見している中、証拠の全面開示が否定されたことは、冤罪の温床をそのまま温存することである。

③司法取引や盗聴法拡大は、答申の趣旨からは無縁であり、冤罪の反省に立脚するものでもない。どさくさ紛れに捜査権力の拡大を企図したものであり、法制審での審議になじまな。またそれ自体が新たな冤罪を生む危険性がある。（司法取引による引き込み冤罪など）

## 【法制審への申入れの趣旨】

④「新時代の刑事司法制度特別部会」が七月九日に採択した答申案を一七三回会議で採択し

ないこと。法務大臣への答申を行わないこと。

⑤「冤罪を生まない司法制度の確立」という初心に議論を戻し、冤罪被害者の声を聞くと共に、冤罪原因究明の為に第三者機関設置などについて検討を開始すること。

⑥前記にもとづく真摯な活動が開始されるなら、冤罪被害者、支援の市民団体は、冤罪とたたかってきたこれまでの経験と経緯に照らして、協力する用意がある。

## 3

法務省をあとにして、裁判所前に移り街頭宣伝活動を三〇分程行う。全面証拠開示を求める坂井興一弁護士の熱弁が印象的であった。

その後、司法記者クラブにおいて、桜井昌司氏、杉山卓男氏、菅家利和氏が記者会見を行い、答申案では冤罪が防げないばかりか、新たな冤罪を生み出すおそれが大きいことを訴えた。

## 4

午後二時から行われた法制審総会では、予想されたとおり、全会一致で答申案が承認され、法務大臣に答申された。この総会において日弁連推薦委員は、以下のような発言をしたとされる。

「第一に、取調べの録音・録画制度の適用除外として、『記録が困難であると認めるとき』とか、『記録をすると被疑者が十分に供述できないと認めるとき』など、解釈に幅が生じ得る事由が定められています。しかし、これらを緩やかに解釈す

る運用がされれば、その適用範囲が広がり、この制度そのものが骨抜きになりかねません。文字どおり『例外』として、抽象論ではなく、個別具体的な事実に基づく厳格な運用が求められます。

第二に、通信傍受の対象犯罪の拡大に関することです。通信傍受は、通信の秘密や個人のプライバシーの制約を伴うものですから、適正な運用が確保されるべきことは言うまでもありません。特に、新たに追加される対象犯罪については、現行法の要件に加えて、『あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の集合体により行われると疑うに足る状況』という組織犯罪性が要件とされています。この要件が盛り込まれた議論の経緯からして、今回の拡大によっても、いわば『日常的な事件』についての傍受まで可能とするものではないと理解されます。令状の請求と発布に当たっては、こうした観点に立ち、対象事案が過度に広がって、市民生活が脅かされないよう、その要件を厳格に解釈適用する慎重な運用をしなければならぬことを確認したいと思えます。」

## 5

検察の不祥事をはじめとする捜査機関への不信から出発したはずの特別部会の議論であったが、その議論の日弁連としての最終的な到達点が一層厳格に解釈適用する慎重な運用という捜査機関の「善意」の運用への信頼となってしまう。何とも皮肉なことであると同時に、冤罪被

害当事者に与えた失望は限りなく大きい。今からでも遅くはない。日弁連は、冤罪の防止という原

点に立ち帰って方針を立て直すべきである。

## 青年法律家協会弁護士学者合同部会◎議長声明

### 辺野古新基地建設への着手に強く抗議し、 普天間基地の無条件返還を求める声明

久志地区の住民を含む県内の六七五人が原告となり、辺野古公有水面埋立て承認取消訴訟が提起された。また同月一九日の名護市長選においては、辺野古新基地建設反対の稲嶺進氏が再選を果たしている。

1 安倍政権は辺野古新基地建設に向けて公有水面埋め立て申請を行い、二〇一三年二月二十七日に仲井真弘多知事によって承認がなされたことを受け、二〇一四年八月八日から掘削（ボーリング）調査を強行している。すなわち、政府（沖縄防衛局）は、海底ボーリング調査に使う台船を海上に設置し、海底調査に着手するなど、新基地建設に向けた本格的な海上作業を開始させた。秋以降に埋め立て

立て事業の即時中止と移設断念を求める意見書を賛成多数で可決している。また、同年九月三日には沖縄県議会でも、辺野古のボーリング調査に着手した政府に抗議し、工事の即時中止を求める意見書が賛成多数で採択された。さらに、同月二三日には、県内移設反対を訴え県民集会が開催され、三六〇〇人が参加する等、県民の反対意思は明確である。

加えて、辺野古公有水面埋立て承認直後の沖縄県内での世論調査においても、県内移設に反対する回答が七三・五%に上り、二〇一四年四月下旬の世論調査でも同様の結果が示されている（二〇一四年五月五日付琉球新報）。

2 安倍政権のなりふり構わない強硬策に対し、沖縄県民は反対の意思を厳しく突きつけている。二〇一四年八月二日には、那覇市議会が臨時会にて、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に向けた海底ボーリング調査を開始した政府に抗議し、埋め立てるべきでない。日弁連は、冤罪の防止という原

点に立ち帰って方針を立て直すべきである。久志地区の住民を含む県内の六七五人が原告となり、辺野古公有水面埋立て承認取消訴訟が提起された。また同月一九日の名護市長選においては、辺野古新基地建設反対の稲嶺進氏が再選を果たしている。

加えて、辺野古公有水面埋立て承認直後の沖縄県内での世論調査においても、県内移設に反対する回答が七三・五%に上り、二〇一四年四月下旬の世論調査でも同様の結果が示されている（二〇一四年五月五日付琉球新報）。

2 安倍政権のなりふり構わない強硬策に対し、沖縄県民は反対の意思を厳しく突きつけている。二〇一四年八月二日には、那覇市議会が臨時会にて、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に向けた海底ボーリング調査を開始した政府に抗議し、埋め

立てるべきでない。日弁連は、冤罪の防止という原

点に立ち帰って方針を立て直すべきである。久志地区の住民を含む県内の六七五人が原告となり、辺野古公有水面埋立て承認取消訴訟が提起された。また同月一九日の名護市長選においては、辺野古新基地建設反対の稲嶺進氏が再選を果たしている。

4 沖縄県民は、一九九六年に橋本クリントン合意及びSACO合意によって普天間基地の返還が表明されて以降、辺野古移設をめぐる日米両政府の思惑に翻弄されてきた。沖縄県内には、国内の米軍専用施設の七四％が集中しており、沖縄県民は過剰な基地負担と基地被害を被っている。普天間基地の無条件返還、新基地建设断念こそが、米兵犯罪や基地騒音、事故など甚大な被害を被っている沖縄県民の平和的生存権（憲法前文、九条、一三条）を回復する唯一の方途であることは明らかである。

また、沖縄県民の意思を全く顧みようとせずひたすら新基地建设を強行する政府の姿勢は、地方自治の本旨（憲法九二条）の一つである住民自治にも明確に違反するものであって、決して容認できるものではない。

さらには、米軍、とりわけ侵略的性格の強い海兵隊が沖縄に駐留し続けること自体、戦争を放棄し、武力行使と戦力の保持を禁じた日本国憲法九条に反するものであり、これを是認する新基地建设等断じて許されない。

5 私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、憲法を擁護し平和と民主主義及び基本的人権を守ることを目的として一九五四年に設立され、以来、一貫して平和と民主主義を守る活動を推し進めてきた。

当部会は、普天間基地返還・辺野古新基地建设問題について、二〇〇九年一月一九日「普天間基地

の早期無条件返還を求める議長声明」を発表し、二〇一〇年五月一日には「日本政府は米国に普天間基地の無条件撤去を求めよ」とする全国支部代表者決議を、同年二月四日には「沖縄県知事選挙の結果を踏まえ、日本政府は普天間基地の無条件撤去を求めよ」とする拡大常任委員会決議を、二〇一二年六月三〇日には「辺野古新基地建设に反対し普天間基地の無条件返還を求める」定時総会決議を公表してきた。

私たちは、当部会の設立の趣旨に立ち返り、あらためて、日米両国政府に対し、普天間基地の無条件返還および新基地建设のための調査・準備行為を即刻中止するよう、強く要求する。

二〇一四年九月五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
議長 原 和 良

協会は、ハラスメントに関するガイドラインを策定し、ハラスメントに適切に対応することができよう、助言相談員を配置し、ハラスメント問題を取り扱う常設機関を設置する。

## 編集後記

▼原発事故被災者が絶望のあまり自殺したとして東電を訴えた訴訟で、福島地裁が被災との因果関係を認めて東電に賠償を命ずる判決を出した。交通事故で軽度後遺症の被害者が自殺することがあるが、そのような事案でも事故との因果関係を肯定する裁判例は珍しくない。ましてや、突然の災厄で生活の本拠を奪われたとあれば、因果関係を認めて当然ということになろう。▼ただ、交通事故事案では、自ら死を選んだ点を被害者に不利益評価して賠償額を八割引するのが世間相場とも言えるのだが、今回の判決では、二割の減額にとどめているようだ。裁判官も自殺者の気持ちはよくわかると感じたのであろう。▼しかし、そういう悲劇的な災害であったのに、政治・経済は原発再稼働を目指してまっしぐらである。国民は一定の辛い思いをするが、全体のために犠牲が出るのはやむなしという論理は、戦争を行う論理と同質のものだろう。恐い発想である。

(高野真人)